

平成 27 年度 第 1 回

篠山市都市計画審議会議事録

と き 平成 27 年 7 月 31 日 (金)

ところ 篠山市役所 議員協議会室

篠山市都市計画審議会

平成 27 年度 第 1 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 27 年 7 月 31 日、平成 27 年度 第 1 回篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 27 年 7 月 31 日 (金) 10 時 00 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

田原直樹委員	田中栄治委員	和田真理子委員	今井進委員
菟原元彦委員	溝端義男委員	田淵清彦委員	西尾和磨委員
谷舗浩美委員	栗山泰三委員	渡辺拓道委員	堀毛隆宏委員
原山重雄委員	安川徳委員		

○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市副市長 平野 齊

まちづくり部長 梶村徳全

まちづくり部地域計画課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課課長補佐 中野悟

まちづくり部地域計画課都市政策係長 岸本耕一

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 矢持高士

上下水道部長 酒井和正

上下水道部下水道課工務係長 古谷重樹

3. 会 議

- 事務局 1. 開会（10時00分）、及び2. 委嘱状交付
事務局紹介の後、委員の退任と就任を報告し、新たに就任する委員の委嘱状を副市長より交付する。
- 平野副市長 3. 副市長あいさつ
＝ 平野副市長あいさつ ＝
（平野副市長は他の公務のため退席）
- 会長 4. 会長あいさつ
＝ 田原会長あいさつ ＝
以降、篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。
委員15名のうち14名の出席があり、篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上の出席により本審議会が成立していることを確認し、その旨事務局より報告を受ける。
本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。
篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議事録に署名押印する委員として西尾和磨委員及び栗山泰三委員を指名する。
- 事務局 5. 協議
＝ 事務局より協議第1号 篠山都市計画道路の見直しについて説明
＝
- 会長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまよりご意見ご質問をいただきたいと思ひます。
- 委員 基本的なことをいくつか確認したい。
他市の都市計画道路の見直しの手続きでは、県で見直しを検証して結

果を出し、それに対して市で検証するという二段階でされていますが、篠山市では市で検証した結果を県の都市計画審議会にかけるということでいいのでしょうか。

もう1点、篠山市都市計画マスタープランの18ページに都市計画道路についての記述があり、平成17年11月に城東線、中央線、篠山北線は、見直しの検討箇所として廃止の方向性を示したとありますが、どのように示したのかを具体的にお聞きしたい。

事務局

二段階での検証につきまして、本市の場合におきましても、県の都市計画道路見直しのガイドラインにより、第一段階として県の客観的な検証があり、第二段階として市の視点での検証をいたしました。

この結果を踏まえて、さらに県と市で協議をした結果の案が、今回お示しした見直し案となっております。

都市計画マスタープランの記述につきましては、未着手の都市計画道路の存在ということで、平成17年11月に城東線、中央線、篠山北線について見直しの方向性を市民の皆様へお知らせしております。

その内容といたしましては、今回、城下町地区で変更案をお示しているものとほぼ同じものでございます。

当時、都市計画道路の見直しを実施しなかったことにつきましては、兵庫県が都市計画道路の見直しのガイドラインを策定して全県的に都市計画道路の見直しをするという時期にあり、また、篠山市においても都市計画マスタープランを策定する予定がありましたことから、それらに合わせる形になっております。

この見直し案を土台として、都市計画マスタープランで見直しの方向性を打ち出し、兵庫県の都市計画道路の見直しスケジュールと合わせる形で今回の見直し案をお示しさせていただいております。

委員

平成17年に廃止という方向性を示したときに、地域の方から反応はありませんでしたか。

事務局

当時、見直し案について市広報紙により市民の皆様にお知らせをしておりますが、特にご意見はいただいております。

中央線沿線の西側地区につきましては、地域との協議も実施していません。

委員

兵庫県で見直しの検証をされたものが見直し素案の概要資料の3ページに記載されたもので、それについて、より詳細に市が検証したものが今回の見直し案ということでしょうか。

もう1点、資料の図で計画はわかりますし、変更箇所もわかるのですが、現況が何もないのか、細いけれども道路があるのか、少しでも工事に着手しているのか等、どう見ればいいのか教えていただきたい。

事務局

都市計画道路の変更については、まず、兵庫県が客観的に、交通機能、都市環境機能、防災機能、収容空間機能、市街地形成機能といった視点で検証をしており、その後、市の視点で検証をしております。

市の検証部分につきましては、現状で大部分がセットバックされているかどうか、道路ネットワークの連続性があるかどうか、今後の周辺地区におけるまちづくりのプロジェクトの有無等を踏まえた視点から検証しています。

その結果を兵庫県と市でお互いに持ち寄り、協議したものを最終の検証結果としてお示ししているものです。

2点目の見直し予定箇所の現況につきましては、資料をご覧くださいのですが、篠山北線の廃止予定箇所については全く整備できておらず、田であったり宅地であったりという状況です。

中央線につきましては、市街地の中央を走っていますが、まず中央線の西側ですが、ここは一方通行の道路がございます。東から西へ向かっての一方通行となっております。この部分につきましては、幅員が狭くこれ以上広げることができないため廃止ということでお示ししております。

中央線の東側ですが、市役所の東側の一部に細い道路がありますが、

そこから先につきましては、道路としての整備は行われておりません。

城西線、大手線及び城東線ですが、この3線につきましては、現行2車線の道路であり、計画どおりの道路ができております。この3線につきましては、北側の県道本郷東浜谷線まで2車線道路が続いている状況です。

続きまして、城東線の南側ですが、都市計画道路としては整備するとなっているのですが、現行としてはすぐ隣に道路が出来上がっているという状況です。

以上、現況の報告とさせていただきます。

会長

私の方から、少し状況を説明させていただいた方がいいかと思います。

都市計画道路は、都市計画決定により都市の骨格として指定しておりますが、現道がかなり広幅員の道路であるところでも都市計画決定をはずすこともあります。

現状、道路の有無ということもありますし、現道がどういう状況かということも見なければならぬのですが、補足資料の1ページを見ていただくと、改良済、概成済、未整備というところがありまして、例えば城西線や大手線は既に改良済みであり、そこを都市計画道路としての決定をあえてはずすということですが、道路として整備しないということではありません。

改良済、概成済というものも非常に分かりづらいのですが、改良済というのは都市計画道路の計画幅員が確保できているというものですけれども、必ずしも改良されていないが、計画幅員の2/3以上、あるいは4車線道路で既に供用されているもので、計画幅員はないが事実上機能としては同等のレベルの役割を果たしていると判断されるものは概成済と言います。

まだ、全て整備されているわけではないが、機能としては今のところ問題がなく、最終的には決定に従って幅員を整備していく必要があるということですが。

そのようにご理解いただければいいと思います。

委員 県の検証結果と市の検証結果を並列して一般に公開して意見を求める市もあるのですが、篠山市ではそういったことはされないのですか。

会長 ただいまのご質問につきましては、手続きの問題であり必ずしも明快ではないと思いますので、少し補足的に説明いただければと思います。

基本的に都市計画は自治事務になっていますので、市に関することは市が主体的に決定すればいいのですが、道路というものは、特に主要幹線道路というものは、広域的なものとして基本的には県決定であり、しかも都市計画道路というものは1本1本ではなく、ネットワークとしてどう考えるかという視点が必要ですので、県及び市の意見のすり合わせを通常はどういった手続きでされているのか、そのあたりをご説明いただければいいのではないかと思います。

委員 決して両方合わせて公開しなければいけないと言っているのではなくて、一般に公開した場合にそういう意見が出てくる可能性もあるので、それに対して、市としてどう考えているのかということを整理しておいた方がいいのではないかとというのが発言の趣旨です。

事務局 今回の検証において、県の判定と市の判定が異なっている箇所があります。

県の検証につきましては、交通機能や、交通処理ができていないか、通学路であるか等の客観的な視点から廃止存続を判定されています。

その結果について、市としてはどうかということで、県判定では廃止であるが、市としては都市計画道路網、市県道の道路網の連続性を担保したいとの考え方から存続との判定をした箇所もあります。

そういった意見をもって、県と市と協議した上で最終案をお示ししている状態です。

市民の皆様への周知につきましては、廃止存続の理由の説明が必要と考えており、県判定、市判定までの周知については、現時点では考えて

おりません。

検証の結果、連続性を担保する必要があるから存続するといった方向性を説明し、最終結果をもって周知を図っていきたいと考えています。

個々の説明を求められた場合には、この区間の県の判定はこうであり、市の判定はこうであるとの説明はしていきたいと考えています。

委員

インターチェンジ周辺地区に変更がないということですが、都市計画決定をかけると土地利用に制限がかかります。

整備予定のない道路について都市計画道路とし続けるというのはいかがかという考え方もある一方で、将来、道路整備を実施していくという考え方もあり安易にはずすこともいかがかとも思います。

今後、インターチェンジ周辺地区を見直される場合には、県の管理道路もありますのでバランスよく検討願います。

会長

ご意見としてお伺いしておきます。事務局から何かありませんか。

事務局

都市計画マスタープランにおいても様々な課題があり、今回はこのような提案をさせていただいておりますが、将来については先ほどのご意見を踏まえて十分に検討していきたいと思います。

委員

個別路線の見直しについて、国道176号線と大沢味間南線の見直し案の部分ですが、例えば、「国道176号線は主要幹線道路であり交通処理の要である。また、路線の連続性、ネットワークを維持する必要があることから全区間存続とする。今後においては国道176号線の未整備区間については、整備の必要性も検証し、社会経済情勢も勘案し、廃止も含めてその在り方を検討する。」となっており、もう一方も似た表現になっていますが、必要か不必要かがわかりにくい表現になっています。

これについては、どのように理解すればいいのでしょうか。

事務局

ご指摘いただきました国道176号線と大沢味間南線につきまして

は、都市計画マスタープランでも整備についての課題はあるわけですが、現段階で廃止する状況ではないので存続ということにしております。

将来的には、今後の状況を踏まえて、その在り方を検討するというところでございます。

会長

ただいまのご指摘は、今回、一番問題がある部分かと思えます。

この決定は平成5年ですから、それから20年は経過しているということですので、先ほどご指摘がありましたとおり、廃止かどうか決定すべき時期に来ているのだとは思いますが、今回はこういう結論になったということで回答がありました。

委員

見直し案の中央線の西側の部分が廃止ということで、西町から出ている道路ですが、まちづくりの方針が歴史的な町並みの保存へと変化し、また生活道路の機能は現道で確保できるためと書いてあります。

ここは一方通行ですが、中学生が通学路として自転車で逆走しており問題があると思えます。

事務局

ご指摘の区間について、自転車が一方通行の規制の対象になるかはわかりかねますが、現況は一部道路の整備をした中で一方通行となっているということでございます。

委員

道路は一方通行で幅員も狭く、セットバックした家もあります。

将来的に拡幅される可能性もあります。

朝の通学で子ども達も自転車で逆走していますので、危険な道路であります。

今回、廃止となっていますが、検討する余地があるのではないかと思います。

事務局

本日はいろいろな方のご意見を賜るということですので、貴重なご意見としてお聞きしたいと思います。

ただし、通学路に指定されているかどうかについては、教育委員会へ確認させていただきたいと思います。

通学路に指定されていないものを学生が逆走していることも考えられますので、教育委員会に確認させていただき、そういう現状があるのであれば、見直しについても教育委員会と協議したいと思います。

また、セットバックしていただいている家もありますが、住宅、商店、工場が密集している地域でございまして、都市計画道路の要件に合致する道路を整備しようとする大幅な移転を伴うことになり、現実問題として可能かどうかということもございます。

市街地内には市道西岡屋立町線が整備され、代替機能を十分に果たしておりますので、それらのことも検証した結果、市としては廃止の方向が望ましいのではないかとということで、今回、見直し素案の中でご提示させていただいているところです。

委員

商店はほぼ閉まっており、工場も直接は道路に関係がなく、ほとんど住んでいない家もある地域で、こういう道路をどのように整備するのが一番いいのか考えておかないと、現に住んでいる方もありますし、催し物をされている地域でもあり、そういう地域を今後どういうふうにしていくのかを考える必要があるのではないかと思います。

通学路については、教育委員会でわかっていることなので、このあたりの地域の子ども達がずっと通っているので、中学校に行くには他に道がないので、教育委員会に確認してもらったらいと思います。

道路についていきなり廃止ということは、検討する余地があると思います。

会長

ただいまのご意見を踏まえて、廃止について再度検討いただくということになるかと思いますが、仮に廃止となっても、道路整備は都市計画だけではありませんので、特に通学路として使われている現状や地区の将来に対して大きな影響を持つことから、その場合はどのように整備するのか検討いただく必要があるというご指摘ではなかったかと思いま

す。

委員

都市計画道路がありますと、それに関連して建築の規制等が決まっている場合がありますが、今回、特に廃止することで建築の規制や税制の優遇等、他の面で影響が出てこないかお聞きしたい。

例えば、都市計画道路があると、そこから一定の距離までは用途地域が違って大きな規模の建物が建てられるであるとか建ぺい率容積率の規制が緩いである等であったものを、廃止することによって用途地域を変えると、今度は既存不適格の建物が出てくる等、都市部ではよくあるのですが、そのような検証を篠山市でされたのかお聞きしたい。

事務局

この城下町地区につきましては、都市計画の用途の指定はございますので、都市計画道路を見直すことによって用途への影響はございません。

ただし、都市計画道路の建築制限はありますので、廃止すると建築制限自体がなくなるということはございます。特に篠山北線の建築制限がかかっている地域の方からは、このことについてご意見をいただいているところですが、建築制限がなくなるということで用途地域への影響はないということでございます。

会長

廃止に伴って、建築制限にマイナスで働く要因はなかったということであったと思います。

委員

他市の事例で、都市計画道路があるということで後退して計画を立てて建築したところから、都市計画道路があるから自分たちは後退して計画をしたのだというお話が出たり、建築制限がかかっているために自分の建てたい構造で建てられなくて、簡易なものしか建てられなかったということに対して、廃止したあとにいろいろな意見がでてくる、場合によっては訴訟になっている場合もあるようですので、気を付けて地域の方の意見を聴かれるほうがいいと思います。

会長

ご意見として承ります。

本日は市の素案の提示ということですので、本日承りましたご意見を参考に再度検討いただいて、今後のスケジュールについて説明があったとおり地元説明会、市民説明会という手順で合意形成を図りつつ最終的な案にさせていただくということで進めていただきたいと思います。

委員

篠山市は歴史的文化、まちなみ保存ということで、他の部署ではかなり強く言われており、道は大事けれども、まちなみを潰してこれだけの道を残すことに価値があるのかと思います。

車社会の中で、篠山北線の廃止が挙がっていますが、県道が十分その役割を果たしています。

また、中央線はまちの中心で、篠山のまちなみが残っている地域であるので、まちなみを潰すようなことはせずに、南北へ抜ける道は十分にあるように思いますので、どの道が必要か不要かの判断はできませんが、篠山のまちなみを残すという市の方針があるのであれば、道は最小限度に収めていく方がいいのではないかとお願いしたいと思います。

会長

貴重なご意見ですので、今後検討する上での参考意見として承っておきたいと思います。

委員

都市計画があるために住宅をセットバックして建てて、20年30年経ってから廃止となった場合、今まで制約をかけていたその空間はどうなるのか。

補償とは言わないまでも、その方に説明する責任があると思います。

金銭であるのがいいのか、説明でできる部分があるのか。

20年前からそういう話がありました。

そういう意見もあるかと思っています。

会長

都市計画の私権制限に関する話は非常に重い課題であります。廃止にしろ、存続にしろ、そのところは十分留意して、特に不利益を被った方には説明が必要であるとのこと指摘であったと思います。

事務局

ただいまのご指摘は中央線の西側の部分にあたるかと思いますが、昭和36年に決定されたときには、将来の都市の構造ということで都市計画決定されていましたが、近年では伝建地区や歴史的なまちなみの景観を重視するまちづくりを行っております。

平成17年の段階で、現在のような見直し案を提示し、西町周辺についてもお話をさせていただき、現況の中ではありますけれども、街路事業という形で道路整備を行ってきたということもあり、これまでも見直し案の説明はさせていただいており、ご理解をいただいている部分もあるかと思っております。

50年近くの建築制限というものはあるわけですが、日本遺産のまちとして歴史的なまちなみを大事にしていきたいと思っておりますので、今後説明を尽くしていきたいと考えております。

会長

特段ご意見がないようでしたら、この議題につきましてはこれまでにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは本日のご意見を踏まえて、事務局の方で進めていただきたいと思います。

事務局

= 事務局より協議第2号 篠山都市計画下水道の変更について説明
=

会長

事務局の説明が終わりましたので、ただいまからご質問ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

委員

雨水は集中豪雨が多くて、今まで想定していなかったようなことが起こりますので、何らかの形で排水を考えなくてはならないというのはどこでも一緒です。その意味で趣旨は明快ですが、雨水排水には公共下水道以外の処理方法、たとえば水路を使って川に流し込むなどもある中で、今回は公共下水道を使って処理する方法が提案されています。比較検討されてのことと思いますので、そのあたりを少し補足的にご説明いただければと思います。

事務局

資料4 ページの写真を見ていただきたいのですが、現在は消防団の出勤によりポンプを稼働させ、強制的に篠山川へ排水しております。

今回、下水道担当としては、この浸水は篠山川の水位が上がった時に内水を排除できないことが要因であるということで、今後、下水道事業により雨水排水のためのゲートポンプを整備していきたいと考えております。

これまでの市の取組では、可搬式のポンプ2台を準備しまして、先の台風11号にも強制排水している状況でございます。

今回、この場所に2.1トン/秒、120トン/分の強制排水が可能なゲートポンプを整備し対応しようと考えております。

できるだけ速やかに取り組んでいきたいと考えており、この機会に説明させていただき、都市計画決定、事業認可と時間を要するわけですが、今後、整備を進めていきたいと考えております。

委員

ポンプで篠山川に排水されるということですが、篠山川の堤防上に道路がありますし、堤体の構造との兼ね合いもありますので、実施にあたりましては河川管理者と協議願います。

会長

ご意見としてお伺いしておきます。

委員

昨年、福知山市で排水ポンプが故障して浸水したことがありますが、

メンテナンスのことや地域への補償等の考えはありますか。

事務局

管理上の不具合があってはけませんので、上下水道の処理施設についても民間に管理を委託しておりますが、この施設が完成した後にも定期的な維持管理ができるようにし、万一に備えていきたいと考えております。

委員

資料3ページの具体的な処理区域ですが、田の部分も大分含まれていますが、おそらく農工団地の場所ではないかと思いますが、この部分も今回の計画に入れていくのでしょうか。

事務局

今回の原因も含めての排除の計画調査をした部分でも、この範囲を調査して、強制排水を必要とする部分については今回の施設対応をしていくということで検討させていただいております。

具体的には篠山山南線の京口橋から八上へ向かう道がありますが、ほぼそこから東側と、それから西側については尾根川の方へ排水ができておりまして、この汚水の区域とイコールで雨水の対策を講じる以上、この調査をさせていただいて、下水道担当として対策を講じる必要がある区域としては、55haのうち、今回は23ha程度の排水に対応する必要があるということで考えております。

委員

55haのうち23haは下水の排水で対応せざるをえないということで、55haの全ての水がこの排水に行くというわけではないということですね。

事務局

そうです。

委員

わかりました。

委員

都市計画マスタープランの93ページに防災方針図がありますが、ち

ようど今出ているところが浸水想定区域で1 m～2 m未満になっているが、図が切れていて右側がわからないのですが、今回示されているエリアで浸水被害の大きいところはカバーできているということでもいいのでしょうか。

事務局

93ページの篠山山南線の表示の北側のブルーの部分が1 m～2 m未満になるのですが、ちょうどこのあたりの対策を講じようとしております。

ただ、想定される中で、更に上流の方で多量の雨が降ると河川水位が上がりまして、この地域では内水が排除できないということが大きな原因ですので、河川が氾濫するとなると全市的なことになりますが、通常の市街地を形成する上で、河川水位を要因とする浸水に対して強制排水による対策を講じていくべき地域ということで、防災方針図との関わりを考えております。

委員

都市計画マスタープランの図の右側が切れていてわからないので、今回のエリア設定と防災方針図とが整合しているかどうかを確認したかっただけです。

もし水色のエリアが広域である場合に、そちらにも浸水の可能性があるとする、そこまでエリアに入れる必要があるのか、右側は浸水の危険がないということでエリアからはずしてもいいのかを確認しておいていただければいいということです。

事務局

マスタープランの93ページの、ちょうど切れている区域の浸水が一番深く、切れている右側では50 cm程度と示されておりますので、計画の区域の流域の取り方は防災図面と合った区域であるということが言えると思います。

会長

都市計画下水道は篠山市の下水道の全貌ではありませんし、防災方針図に示された区域の全てを対象としているわけでは必ずしもないという

中で、現在都市計画下水道を整備している部分で雨水の排水を新たに付加するという事です。

これによって、当該地区の防災性能はもちろん上がるのですが、それ以外のところをどう考えるかということは、また別の問題で、下水道と防災が正確に連動しているわけではないという理解が必要ではないかと思えます。

必要があれば、本審の時に説明を付加していただくということにして、当面、今回の計画変更に絞ってご議論いただければと思えます。

他にご意見等がないようですので、この件につきましても、先ほどの案件と一緒に、今日頂戴したご意見を基に、再度、案を詰めまして、市民説明に入っていただき、最終的な案を作成いただくという手順を進めていきたいと思えますので、事務局よろしく願いいたします。

それでは、協議案件は終了したいと思います。

引き続き、事務局から丹波地域の都市計画区域マスタープランの素案について説明があります。

事務局

お手元に、丹波地域都市計画区域マスタープランの素案を配布させて頂いていますが、現在、兵庫県では、都市計画法第6条の2に基づき策定している、丹波地域の都市計画マスタープランの見直しを行っています。

概要版1ページをご覧ください。

兵庫県の都市づくりの方針として、安全安心な都市空間の創出、地域のイニシアティブ（主導）による魅力的な都市づくり、持続可能な都市構造の形成としております。

2ページをご覧ください。

丹波地域における都市づくりの方針でございます。

1つ目に拠点連携型都市構造化の方針として、地域全体で都市機能を確保していくということが書かれております。

2つ目に土地利用の方針として、条例や法律によって土地利用をコントロールしていくということが書かれております。

3つ目に市街地整備に関する方針として、災害に強い市街地整備を図っていくということが書かれております。

4つ目に都市施設に関する方針として、都市施設については計画的に長寿命化を図り、長期未着手については見直しを図っていくということが書かれております。

5つ目に防災に関する方針として、耐震化や土砂災害に強い地域づくりということが書かれております。

6つ目に景観形成に関する方針として、田園景観や歴史的なまちなみの形成を図っていくということが書かれています。

7つ目に地域の活性化に関する方針として、農業体験施設や古民家を活用していくということが書かれています。

これらの方針に基づきまして、現在、丹波地域の都市計画マスタープランの見直しが行われており、市民説明会や公聴会を経て、原案が提示される予定となっております。

その際には、都市計画法第18条第1項に基づき、市への意見聴取が予定されておりますので、1月頃に開催を予定しております市の都市計画審議会において諮問し、答申いただこうと考えています。

この素案に対して、ご意見などがございましたら、8月末を目処に事務局の地域計画課までお申し出いただければ、現在、市内部で、この素案に対する意見の集約を行っておりますので、併せて協議していきたいと考えています。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

少し補足説明させていただきますと、篠山市都市計画マスタープランというものがございまして、篠山市の都市計画は篠山市が自律的に行うものですので、この基本方針を定めたものでございます。

今回お配りした丹波地域都市計画区域マスタープランですが、篠山市

会長

は丹波市と一体として広域の都市計画がかかっており、兵庫県が決定します。県は全体の基本方針を定め、これは区域マスタープランや地域マスタープランと呼ばれておりますが、この方針に基づいて篠山市も都市計画を行っていかねばならないということがありますので、すり合わせが必要になる部分であります。

ですから、今回示された方針が、今後の篠山市の都市計画に対してどうなのかということ意見を意見として述べて、最終的に兵庫県に決定していただくというプロセスが必要でありますので、この場で諮らせていただいているということです。

お手元の素案をご覧ください、ご意見等がありましたら事務局までお寄せいただきたいということでございます。

大変熱心にご議論いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

= まちづくり部長あいさつ =

閉会（11：50）